

22番	白井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1, 教育部は意思決定過程の文書が欠落していることに問題だと認識しているのか。</p> <p>【質問趣旨】 昨年12月議会で取り上げたキャリア教育のパイロット事業としていた中国上海視察は、実施する直前に取止めています。この事業の実施に向けた取り組みの中で、どのように意思決定が行われたのか不明であり、教育部に経緯の分かる文書が残されていないなど、重大な問題として改めて本定例会で質問するものがあります。また、瀬戸市小中一貫教育にじの丘学園教育プログラムについても関連があり併せて質問をします。</p>	<p>(1) 取り止めた中国上海視察事業の意思決定を示す文書が見当たらない。</p>	<p>① 昨年12月24日から予定していた中国上海視察事業についてもう一度伺うが、直前になってなぜ取り止めたのか。詳細な状況を知りうる上で、前教育長が辞任しており当時の前教育部長に説明を求める。</p> <p>② 昨年5月に、当該事業はキャリア教育の一環として始まっているが、教育部ではどのような条件や希望等を瀬戸市商工会議所に依頼したのか。経緯の分かる文書が無いため、同上、当時の前教育部長に説明を求める。</p> <p>③ 教育部では、当該事業の企画において、賛同する事業者を商工会議所に依頼して募ることになっていたが、その後どうなったのか、同上、当時の前教育部長に伺う。</p> <p>④ 商工会議所を通じて民間事業者を紹介したのは事実であるのかを教育部に確認したいが、経緯の分かる文書がないので、同上、当時の前教育部長に伺う。</p> <p>⑤ 同上、経緯の分かる文書がないので伺うが、当該事業の賛同事業者は、いつどのように決定したのか。またその理由についても同上、当時の前教育部長に説明を求める。</p> <p>⑥ これも経緯が分かる文書がないので伺うが、教育部は、当該事業の事業者を決定した以降、事業者に対して具体的にどのような協力要請したのか、同上、当時の前教育部長に説明を求める。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2)小中一貫校にじの丘学園 教育プログラムについて	<p>⑦ 同上、最終的に当該事業者と合意事項が決定されたと考えられるが、どのように決定したのか、同上、当時の前教育部長に伺う。</p> <p>⑧ 当該事業は、児童を海外派遣するにも拘わらず、児童の滞在中の保険等のケアに関する検討が行われていないがどうしてなのか、同上、当時の前教育部長に伺う。</p> <p>⑨ 当該事業の同行する職員の選抜、決定過程を示す文書がないが、どのようにして決めたのか伺う。同上、当時の前教育部長に伺う。</p> <p>⑩ あれだけ理念を掲げ当該事業を進めていた上海視察を取り止めているが、しかし、直前まで決まっていた教育長と職員 2 名分の旅費決裁がおろしていたが、渡航する準備過程の文書が無く、基本的なところが分からないため、あらためて当時の前教育部長に説明を求める。</p> <p>① 小中一貫校にじの丘学園の教育課程は、9年間を通して、算数数学、理科、キャリア教育、英語教育、運動促進、音楽、食育、地域学習などの教育プログラムが編成され、専科教員や外部講師を招く計画をしているが、そうすると同校の教員定数と新たな教員配置などの教職員数はどうなっているのか伺う。</p> <p>② 当初、小中7校を統廃合する計画（小学5校と中学2校を統合する）では、必要な教職員数はどのように見通をしていたのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	白井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>③ 平成 30 年 8 月 22 日、瀬戸市における小中一貫教育の基本的な考え方の資料を愛知県教育委員会事務局に提出しているが、何のために提出したのか。前教育長が辞任しており、当時、県への要請に同行していた前教育部長に説明を求める。</p> <p>④ 昨年 8 月 22 日に県教育委員会事務局に当該資料を提出してからその後、教育部では、現在に至るまでどのように取り組んでいるのか伺う。</p> <p>⑤ 同上の提出した資料には、にじの丘学園キャリア教育についての職場体験など、諸活動の内容が記載されているが、経緯の分かる文書が無いので、教育部ではどのように検討を行い決定したのか、当時、県への要請に同行した前教育部長に説明を求める。</p> <p>⑥ 教育部が作成した小中一貫教育の基本的な考え方には、にじの丘学園をモデル校として取組み、その後、成果の検証と整理を行い、全市域の教育に展開していくと書いているが、具体的にそれはどういうことなのか伺う。</p> <p>⑦ 小中一貫教育のモデル校にじの丘学園の上記教育課程の位置づけを考えると他の小中学校も同様の教育カリキュラムを行うことは現実的に可能なのか伺う。</p> <p>⑧ その後、モデル校として県教育部に要望していた必要教員と新たな教員の追加配置の状況はどうなっているのか。開校までに 1 年を切り、教育部ではどのように対応しているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 教育部は、なぜ意思決定過程の文書を残さないのかと文書主義の見解について問う。	<p>① 情報公開請求を行ったことに対する教育部の考えを伺うが、瀬戸市情報公開条例第 1 条に、条例の目的として、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することが規定されていることを理解しているのか。</p> <p>② 教育部は、本情報公開条例第 23 条に、この条例の目的を達成するため必要な情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の総合的推進に努めなければならないという義務規定が置かれていることを理解しているのか。</p> <p>③ 教育部は、情報公開条例の趣旨を実現するためには、情報公開事務という出口の手続きではなく、公開対象となる文書の作成が適切に行われていることが重要であるということ認識しているのか。</p> <p>④ 教育部は、行政の活動、意思決定過程を可能な限り文書にして残し、市民の的確な批判の対象とすべきとの認識はあるのか。</p> <p>⑤ 同上、行政にとって都合の悪い記録は、文書として残さなければ公開の対象となることはない認識していることはないか。</p> <p>⑥ 同上、行政の活動、意思決定過程が、いわゆる文書の形態をとっていないことをもって「不存在」とするが、その内容を文書化し、公開対象とすべきであるとの認識はあるのか。</p>

(4 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	白井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑦ 同上、そこに文書の形態をとらないながらも記録があり、それが行政の活動や意思決定過程の文書の記録であるなら、そのまま、若しくは、文書化して市民の閲覧に供すべきものであるとの認識はあるのか。</p> <p>⑧ 文書取扱規程第14条(起案)は、事案を起案するときは、起案用紙(第7号様式)によって行うと規定されている。つまりどのような事業も文書をもって事を行うと、理解するがどうか伺う。</p> <p>⑨ 教育部は、取止めた上海視察の件や愛知県教育部に提出した小中一貫教育の基本的な考え方を作成した意思形成・決定過程を辿る文書(記録)が欠落していることについてどのような認識か伺う。</p> <p>⑩ これまでの質問から、教育部では意思決定過程を辿ることができる文書をなぜ残さなかったのか。愛知県教育部に提出した(小中一貫教育の基本的な考え方)資料の決裁(起案)が無いことも考えられない。中項目(1)・(2)と同様に、現在の教育長と教育部長では答えられないので、当時(昨年8月22日提出した)の前教育部長にその理由について説明を求める。</p> <p>⑪ 行政が政策の意思形成や意思決定の文書を残す必要性について、瀬戸市として、どう認識をしているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。